

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○土地改良区の定款の変更の認可……………	(農業施設管理課)	17
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	17
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	17
○森林法による通知に代える公示……………	(治山課)	18
○土砂災害警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	18
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	18

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示(2件)……………	19
----------------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	20
○特定調達契約に係る入札の公告(3件)……………	21

道人事委員会規則

○公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………	24
--	----

告 示

北海道告示第808号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、令和元年11月29日、新十津川土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年12月10日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第809号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和元年12月10日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 勇払郡厚真町字本郷36の1・36の8・229の3・字高丘

507の1・531の1・609の1・609の3(以上7筆について
次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第810号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

令和元年12月10日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 中川郡豊頃町(次の図に示す部分に限る。)
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 中川郡豊頃町(次の図に示す部分に限る。)
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び豊頃町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第811号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を小平町の掲示場に掲示した。

令和元年12月10日

北海道知事 鈴木直道

1 通知の内容 令和元年農林水産省告示第1340号

2 所在が不明な者 高橋 嘉行

北海道告示第812号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和元年12月10日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

久保田の沢川（Ⅱ－24－0760）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

檜山郡厚沢部町字滝野（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

高橋の沢川（Ⅰ－24－0860）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

檜山郡厚沢部町字富栄（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

佐々木の沢川（Ⅱ－24－0890）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

檜山郡厚沢部町字美和（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

庄山の沢川（Ⅱ－24－0870）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

檜山郡厚沢部町字富栄（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

田澤の沢川（Ⅱ－24－0770）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

檜山郡厚沢部町字滝野（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

目名橋の沢川（Ⅱ－24－0880）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

檜山郡厚沢部町字美和（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

美和（〈3〉－2－363－363－0001）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

檜山郡厚沢部町字美和（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

(「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第813号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年12月10日 北海道知事 鈴木直道 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚沢部稲見（Ⅱ－2－300－1083） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡厚沢部町字稲見（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚沢部清水1（Ⅱ－2－301－1084） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡厚沢部町字清水（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚沢部清水2（Ⅱ－2－302－1085） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡厚沢部町字清水（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 砂採取の沢川（Ⅱ－24－0820） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡厚沢部町字鶉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦	覧に供する。） 総合振興局告示及び振興局告示 北海道空知総合振興局告示第19号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和元年12月10日 北海道空知総合振興局長 青木 誠 雄 1 落札に係る物品等の名称及び数量 ロータリ除雪車（2.2m／2,300 t 級） 1 台（ロータリ除雪車（2.2m／2,300 t 級） 1 台と交換） 2 落札を決定した日 令和元年11月25日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社NICHIGO (2) 住 所 札幌市手稲区曙5条5丁目1番10号 4 落札金額 42,636,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和元年10月15日付け北海道空知総合振興局告示第12号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道渡島総合振興局告示第61号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和元年12月10日 北海道渡島総合振興局長 佐々木 徹 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 調達をする物品等の名称 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。） 一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価） (2) 調達台数及び調達予定数量

1 台及び1月当たり 1,600枚 2 落札を決定した日 令和元年11月29日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社近藤商会 (2) 住 所 函館市西桔梗町589番地 4 落札金額 (1) 基本料金 6,000円 (2) 複写料金 3.00円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和元年10月18日付け北海道渡島総合振興局告示第47号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道渡島総合振興局総務課 (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号	(2) 資 格 胆振管内道立学校で使用する電力の需給契約に関する資格 (以下「資格」という。) (3) 物 品 等 の 種 類 電力 2 資 格 要 件 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。 (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。 (2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、電力供給実績があること。高圧（6,000ボルト以上）電力の場合は、1件の契約電力が50kW以上であること。 (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第34条第4項及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）による改正前の再エネ特措法第14条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。 3 資 格 要 件 の 特 例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会が経済産業局長の行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(2)に掲げる資格要件にあっては、当該組合の組合員が締結した契約を含む。 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和元年12月10日（火）から令和2年1月10日（金）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和元年12月30日、同月31日、令和2年1月2日及び同月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。 (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。 なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（http://www.dokyoipref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/）においてダウンロードすることができる (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁胆振教育局告示第18号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和元年12月10日 北海道教育庁胆振教育局長 山 上 和 弘 1 資格及び調達をする物品等の種類 令和元年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 令和元年12月10日に一般競争入札の公告を行う次の契約 ア 胆振管内道立学校で使用する電力の需給契約（高圧電力） イ 胆振管内道立学校で使用する電力の需給契約（従量電灯B）	

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 室蘭市海岸町1丁目4番1号
(3) 電 話 番 号 0143-24-9605

北海道教育庁胆振教育局告示第19号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年12月10日

北海道教育庁胆振教育局長 山 上 和 弘

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 胆振管内道立学校で使用する電力（高压電力）

(ア) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 23件 1,722 kW

(イ) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 23件 3,691,800 kWh

イ 胆振管内道立学校で使用する電力（従量電灯B）

(ア) 基本料金（1月当たりの単価） 1件 30A

(イ) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 1件 最初の120kWhまで
967 kWh

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和元年北海道教育庁胆振教育局告示第18号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4
階第3会議室（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭
市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運
営支援室）

(2) 入 札 日 時 令和2年1月27日（月）午前10時30分（送付による場合は、
同月24日（金）午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）に予定数量を乗じて得た額）が最低である者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）を記載すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

イ 所 在 地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号

ウ 電 話 番 号 0143-24-9605

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Electricity to be used in Iburi Prefectural School

(a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,722 kW

(b) A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 3,691,800 kWh

b Electricity to be used in Iburi Prefectural School (Low)

- (a) A basic charge per month, 30 A
- (b) A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 967 kWh
- B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., January 27, 2020
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., January 24, 2020)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan
Phone : 0143-24-9605

北海道教育庁胆振教育局告示第20号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年12月10日

北海道教育庁胆振教育局長 山 上 和 弘

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
パーソナルコンピューターの購入 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期限 令和2年1月31日（金）
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品に関し、標準仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定め

るところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和元年12月10日（火）から同月19日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日のみ午前11時）まで

イ 申請方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階大会議室A（郵送による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和元年12月23日（月）午後1時30分（郵送による場合は、同月20日（金）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
- (3) 電 話 番 号 0143-24-9889

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Purchase of Personal Computer 1 set
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., December 23, 2019
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., December 20, 2019)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 1-chome 4-1, Kaigan-cho, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan
Phone : 0143-24-9889

北海道教育庁釧路教育局告示第13号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年12月10日

北海道教育庁釧路教育局長 川 端 雄 一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
 - ア 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借(A) 一式（1月当たりの単価）84台
 - イ 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借(B) 一式（1月当たりの単価）42台ア及びイについては、それぞれの入札とする。
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 限 令和2年4月1日（水）
- (4) 契 約 期 間

ア (1)の ア 令和2年4月1日から令和8年3月31日まで

イ (2)の イ 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(5) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和元年12月10日（火）から同月24日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号
北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道釧路総合振興局別館釧路教育局会議室（送付による場合は、郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営

支援室) (2) 入 札 日 時 令和2年1月14日(火)午前10時(送付による場合は、同月10日(金)までに必着) (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告 令和元年5月28日付け北海道教育庁釧路教育局告示第2号 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道教育庁釧路教育局のホームページ(http://www.dokyo/pref.hokkaido.lg.jp/hk/krk/)においてダウンロードすることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室 (2) 所 在 地 郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号 (3) 電 話 番 号 0154-43-9274 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : a Lease of personal computer (A) 84 sets b Lease of personal computer (B) 42 sets	B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., January 14, 2020 (If mailed, bids must arrive no later than January 10, 2020) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kushiro District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Urami 2-chome 1-1, Kushiro, Hokkaido 085-0835 Japan Phone : 0154-43-9274 道 人 事 委 員 会 規 則 公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和元年12月10日 北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知 北海道人事委員会規則16-33 公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則(北海道人事委員会規則16-1)の一部を次のように改正する。 別表第1中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項から22の項までを1項ずつ繰り上げる。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。
---	---